

---

これは、2002年7月の経済社会理事会<sup>i</sup>の会期において、国連人権高等弁務官<sup>ii</sup>が提出した報告書である。国連人権高等弁務官事務所は、人身売買の被害者の人権確保が最重要であるという認識の下に、人権を考慮した人身売買の防止・根絶および被害者支援のためにこの指針（ガイドライン）を作成した。人身売買に関する指針を明確に示した勧告として、国際的に繰り返し引用されている重要な文書である。

現在、日本政府は「国際組織犯罪禁止条約を補完する人身売買、特に女性と子どもの人身売買の防止・禁止・処罰に関する議定書」を批准するため、2005年の通常国会に向けて刑法の強化など批准に必要な国内法の改正を検討しているが、被害者保護に関しては行動計画の策定で対応し、法改正・新法整備は考えていない。同議定書の第6条～第8条に示された人身売買の被害者の支援・保護や、第9条に示された人身売買の防止を実現するには、それらを規定した法の制定を行う以外にない。また、現実的には被害者の救済・保護・支援を保障することなくして、加害者の検挙・処罰はありえない。実効的な新法制定に向けて、指針となる本文書を参照されたい。

2004年8月15日

【訳注・翻訳：米田眞澄・岡田仁子・清末愛砂・藤本伸樹・原由利子】

---

文書番号：E/2002/68/Add.1

2002年5月20日

原文：英語

## 人権および人身売買に関して奨励される原則および指針

### 『経済社会理事会に提出された国連人権高等弁務官報告書』

2002年7月会期

#### 目次

人権および人身売買に関して奨励される諸原則

人権の最優先性

人身売買の防止

保護および支援

犯罪化、処罰および救済

人権および人身売買に関して奨励される指針

指針1 人権の促進および保護

指針2 人身売買された人々および人身売買者の認定

指針3 調査、分析、評価および広報

指針4 適切な法的枠組みの確保

指針5 適切な法執行機関（警察など）の対応の確保

指針6 人身売買された人々の保護と支援

指針7 人身売買の防止

指針8 子どもの人身売買の被害者の保護と支援のための特別措置

指針9 救済へのアクセス

指針10 平和維持従事者、文民警察官および人道援助従事者・外交官の義務

指針11 国家および地域間の協力と協調

## 人権および人身売買に関して奨励される原則

### 人権の最優先性

- 1 人身売買された人々の人権は、人身売買を防止し根絶し、かつ被害者の保護、支援および救済のためになされるすべての努力の中心に位置付けられなければならない。
- 2 国家は国際法の下で人身売買を防止するために相当な注意をもって行動し、人身売買者を調査し、訴追し、かつ人身売買された人々を支援し、保護する責任をもつ。
- 3 人身売買を根絶するための措置は人権および人間の尊厳、特に人身売買された人々、移民、国内避難民、難民および庇護を求める人々の権利に逆影響を及ぼすものであってはならない。

### 人身売買の防止

- 4 人身売買を防止する目的でとられる戦略は、人身売買の根本的原因である人身売買の需要に取り組むものでなくてはならない。
- 5 国家および政府間組織は、その介入行動が人身売買の被害を増加させている要素(不平等、貧困およびあらゆる形態の差別を含む)に取り組むものとなるように確保しなければならない。
- 6 国家は、公的セクターによる人身売買への関与または共謀を明らかにし、かつ根絶するにあたって相当の注意を払う。人身売買に関与していることが疑われるすべての公務員は調査され、審理され、有罪の場合は適切に処罰されなければならない。

### 保護および支援

- 7 人身売買された人々は、経由国および目的国への不法入国または不法滞在、あるいはそれが被害者としての状況の直接的結果である限りにおいて違法な活動に関与したことを理由に収容されたり、告発されたり、あるいは訴追されてはならない。
- 8 国家は、人身売買された人々がさらなる搾取と危害にあわないように保護され、かつ、適切な身体的および精神的ケアを受けられるように確保する。そのような保護およびケアは、被害者が法的手続に協力できる能力があることまたは進んで協力することを条件としてはならない。
- 9 人身売買の容疑者に対して刑法上、民事上あるいはその他の措置がとられる間、法的小およびその他の支援が人身売買された人々に提供されなければならない。国家は、法的手続のあいだ被害者および証人に対して保護及び一時的な滞在許可を与えなければならない。
- 10 被害者である子どもは被害者であることが確認されなければならない。子どもの最善の利益はつねに最優先に考慮されなければならない。子どもは特別権利を侵害されやすい存在であること、および子どもがもつ権利およびニーズに十分な考慮が払われなければならない。
- 11 受入国および送り出し国の両国によって、安全な(かつ可能な限り、任意の)帰国が保障されなければならない。人身売買された人々の本国送還がその者の安全かつ/または家族の安全を脅かす重大な危険となる場合は、法的に本国送還に替わるものが被害者に提供されなければならない。

### 犯罪化、処罰および救済

- 12 国家は、人身売買および人身売買の構成要件となる諸行為および関連する行為を刑法上の犯罪として確立するために適切な立法およびその他の必要な措置をとらなければならない。
- 13 国家は、政府関係者によってなされたか否かを問わず、人身売買(その構成要件行為お

よび関連行為を含む)を効果的に調査し、訴追し、かつ法廷で裁かなくてはならない。

14 国家は、人身売買(その構成要件行為および関連行為を含む)が国内法および犯罪人引渡条約のもとで引き渡し犯罪となるように確保しなければならない。

15 効果的かつ適切な制裁が人身売買あるいはその構成要件行為もしくは関連犯罪を理由として有罪となった個人および法人に適用されなければならない。

16 国家は、適切な場合には、人身売買に関与した個人および法人の財産を凍結し、かつ没収しなければならない。没収された財産は、可能な範囲内で、人身売買の被害者を支援しかつ被害者がこうむった損害を賠償するために使われなければならない。

17 国家は、人身売買された人々が効果的かつ適切な救済を利用できるように確保しなければならない。

## 人権および人身売買に関する奨励される指針

### 指針1 :人権の促進および保護

人権侵害は、人身売買の原因でもあり、かつ結果でもある。したがって、すべての人権の保護を、人身売買を防止しかつ根絶するためにとられるすべての措置の中心に位置付けることが不可欠である。人身売買を根絶するための措置は人権および人間の尊厳、特に人身売買された人々、移民、国内避難民、難民および庇護を求める人々の権利に逆影響を及ぼすものであってはならない。

国家、および適用可能な場合には、政府間組織および非政府間組織(NGO)は、以下のことを検討すべきである。

1 人身売買を防止し根絶する目的でとられる措置が人間(人身売買された人々を含む)の権利および尊厳に逆影響を与えないように確保するための手段を講じること。

2 人身売買を禁止する立法政策および計画の策定、採用、実施および再考にあたっては、司法機関、立法機関、国内人権機関および市民社会の関連部門と協議すること。

3 人身売買を根絶するための国内行動計画を策定すること。策定に至るまでの過程が、人身売買を根絶し、かつ/あるいは人身売買された人々を支援することに関わっている政府機関と市民社会の関連部門との連携およびパートナーシップをつくるために利用されるべきである。

4 人身売買を禁止する措置が差別的な方法で適用されないように確保するために提案された場合には、ジェンダーに基づく差別の問題が組織的に取り組まれるように確保するために特別な注意を払うこと。

5 すべての人の移動の自由を保護し、かつ人身売買を禁止する措置が、その自由を侵害しないように確保すること。

6 人身売買を禁止する法律、政策および施策ならびに危機介入が人身売買された人々を含めてすべての人が、国際難民法にしたがって、とりわけノン・ルフールマンの原則<sup>iii</sup>の実効的適用を通じて迫害から庇護を求め、庇護を享受する権利に影響を与えないように確保すること。

7 人身売買を禁止する法律、政策、施策および介入が人権に与える影響を監視するための仕組みを確立すること。独立の国内人権機関が存在する場合は、この役割を当該機関に割り当て

ることについて検討されるべきである。

8 国連の人権条約監視機構への定期報告書において、人身売買を防止し根絶するためにとられた措置に関する詳細な情報を提供すること。

9 人身売買に関する2カ国間、地域的および国際的協力協定およびその他の法律ならびに施策が、人権法、人道法および難民法を含む国際法の下での国家の権利、義務あるいは責任に影響を与えないように確保すること。

10 人権を基礎においた人身売買根絶のための戦略を策定し、実施するために、技術的および財政的支援を国家および市民社会の関連部門に提供すること。

## 指針2：人身売買された人々および人身売買者の認定

人身売買は利益を求める人の組織的移動よりはるかに多くのことを意味する。人身売買を密入国から区別する重要な追加的要素は、力、強制かつ/またはその過程のいくつかの段階を通して、あるいはいくつかの段階において詐欺があることである。そのような詐欺、力あるいは強制は搾取を目的としてなされる。人身売買を密入国から区別する追加的要素が時として明らかである場合もある一方で、多くの場合それらの要素は、積極的な調査がなされなければ立証することは困難である。人身売買された人々を正確に認定することができなければ、その者の権利はさらに否定されてしまうであろう。それゆえ、国家は、そのような認定を行なうことができ、かつ行なうように確保するための義務を負っている。

国家は人身売買者（人身売買された人々の管理および搾取に関わる者を含む）を認定する際にも相当な注意を払う義務がある。

国家は、および適用可能な場合には、政府間組織およびNGOは、以下のことを検討すべきである。

1 人身売買された人々の迅速かつ正確な認定ができるように、警察、国境警備官、出入国管理官および非正規の移住者の発見、収容、受け入れおよび処遇手続きに関与する他の者といった関連する国家当局者および職員のために指針および手続きを開発すること。

2 人身売買された人々の認定および、上記に述べた指針および手続きの正確な適用に際して、関連する国家当局者および職員に適切な訓練を行なうこと。

3 人身売買された人々の認定および援助の提供を容易にするために、関連する当局者、職員およびNGO間の協力を確保すること。かかる協力の組織と実施はその実効性を最大化するために形成されるべきである。

4 移住者および潜在的移住者が、人身売買において起こり得る危険や結果について警告を受け、要請があれば、支援を求めることができる情報を受け取れるように確保するための適切な介入のポイントを確認すること。

5 人身売買された人々が人身売買された人々として置かれた状況の直接的な結果としてなされた出入国管理法違反および関与した活動を理由に訴追されないように確保すること。

6 人身売買された人々が、いかなる状況においても移民拘留センターあるいは他の形態の拘留施設に収容されないように確保すること。

7 人身売買された人々および密入国をして庇護を求める者の双方からの庇護申請を受け付けおよび検討するための諸手続きが置かれるように、ならびにノン・ルフールマンの原則が尊重

され、常に支持されるように確保すること。

### 指針 3 調査、分析、評価および広報

人身売買を禁止するための効果的および現実的な戦略は、最新かつ正確な情報、経験および分析に基づいたものでなければならない。これらの戦略を発展させ、実施しようとする全ての関係者が、人身売買の問題について十分に理解するとともに十分な理解を保つことが不可欠である。

メディアは、職業的な倫理規範に従って、正確な情報を提供することによって、人身売買の現象に関する一般的な理解を増進させる役割を果たす重要な任務を有している。

国家、および適当な場合には、政府間組織および NGO は以下の点を検討すべきである。

- 1 パレルモ議定書<sup>iv</sup>での国際的に合意された人身売買の定義を採用し、一貫して使用すること。
- 2 人身売買および人身売買の要素となりうる一連の移動（たとえば密入国）に関する、統計上の情報の集計を統一化すること。
- 3 人身売買された個々人に関するデータが、年齢、ジェンダー、エスニシティー、その他関係する特徴ごとに分けられるように確保すること。
- 4 人身売買に関する研究に着手し、支援し、とりまとめること。そのような研究は、倫理的な諸原則（人身売買の被害にあった人々を、再度トラウマに陥らせてはならないことが必要であるという理解を含む）にしっかりと基づいて行われるべきである。研究の方法論および解釈技術は、質の最も高いものであるべきである。
- 5 人身売買禁止法、政策および介入の目的と、実際の効果との関係をモニターし、評価すること。特に、実際に人身売買を減少させる方法と、問題を別の場所もしくは別のグループに移す効果をもつ危険性のある方法とを区別するように確保すること。
- 6 人身売買のサバイバーが、まったく自らの意志に基づいて、人身売買禁止のための介入を発展させ、かつ実施し、その介入が与える影響を評価するために重要な貢献をなすことを認識すること。
- 7 NGO が、人身売買された人々のプライバシーを保持する必要性を考慮しながら、法執行機関（警察など）に人身売買の事件とそのパターンに関する情報を提供することによって、人身売買に対する関係当局の対応を改善していくことに、中心的な役割を果たし得ることを認識すること。

### 指針 4 適切な法的枠組みの確保

国内レベルにおいて、人身売買に関する特定の、あるいは適切な法の制定がなされていないことが、人身売買と闘う際の主な障害の一つであることが確認されてきた。国内および地域レベルで、国際基準にしたがって法の定義および手続きならびに協力を調和させることが、緊急に必要とされている。関係する国際文書と基準に一致した適切な法の枠組みを発展させていくことがまた、人身売買およびそれに関連する搾取の防止において重要な役割を果たすことになるだろう。

国家は以下の点を検討すべきである。

1 人身売買という犯罪が、国内法において正確に定義され、当該犯罪行為がもつさまざまな処罰可能な要素に関して、詳細な手引きが与えられるように、国際基準に沿って、国内法を改正し、あるいは制定すること。また、債務奴隷や強制労働や強制売買といった人身売買の定義によって網羅されるすべての行為が犯罪化されるべきである。

2 個人の刑事責任に加えて、人身売買の罪に対する法人の行政責任と民事責任、および適当な場合は、刑事責任を定める法律を制定すること。現行法、行政の取り締まり、および結婚紹介所、職業紹介所、旅行会社、ホテル業、エスコート・サービスのような人身売買を見えなくする可能性のある業務の許可および運営に係る条件を見直すこと。

3 効果的かつ、つりあいの取れた刑罰（個人の場合には、犯罪人引渡しの要件となる拘禁刑を含む）のための法律上の条項をつくること。適切な場合は、悪質なケースについては（子どもの人身売買に関連した犯罪、公務員が犯した、もしくは公務員の共謀が関係する犯罪を含む）有罪とされた者に適用される加重罰規定が置かれるべきである。

4 人身売買およびそれに関連する犯罪のために使われた文書およびそれらの犯罪によって得られた収益の没収に関する法律上の条項をつくること。可能な場合には、法は、没収された人身売買の収益が被害者の利益のために使われることを明記するべきである。人身売買の被害者を対象とした補償のための基金の設立と、押収された資産が、そういった基金に資金を提供するために使われることが、検討されるべきである。

5 法は、人身売買された人々が、その入国または滞在が違法であること、もしくは人身売買された人々として置かれた状況から生じた直接的な結果として関与した活動を理由に、起訴されたり、拘束されたり、あるいは処罰されたりすることがないように確保すること。

6 人身売買された人々の保護が、人身売買を禁止する法の中に組み込まれるように確保すること。このような保護には、即時の強制送還あるいは帰国によって人身売買された人および／または彼女／彼の家族の身に重大な危険が及ぶような結果が起きるであろうと結論づけるに足るだけの相当な根拠がある場合には、そのような即時の強制送還や帰国からの保護が含まれる。

7 法執行当局（警察など）に協力することに自発的に同意した人身売買された人々のために法律で定められた保護を規定すること。その保護には、何らかの法的手続きがとられている期間は、受け入れ国に、合法的に滞在する権利が含まれている。

8 緊急のニーズに十分見合う適切な社会扶助と同様に、人身売買された人々が理解する言語で、法的情報および支援が与えられるような効果的条項をつくること。国家は、そのような情報、支援および緊急扶助を受ける権利を自由裁量ではなく、人身売買されたと認められたすべての人々が行使できる権利として確保するべきである。

9 人身売買の被害者が、人身売買者として容疑を受けている者に対して、民事訴訟を行う権利を法で認めるように確保すること。

10 証人の保護を法で規定するように確保すること。

11 人身売買とその関連する搾取に、公的セクターが関与、もしくは共謀していることの処罰に関する法の条項をつくること。

## 指針 5 適切な法執行機関（警察など）の対応の確保

人身売買が、世界の全ての地域において増加していることを示す証拠があるが、人身売買者

は、ほとんど逮捕されてこなかった。より効果的な法の執行は、人身売買者が人身売買を行なうことを押しとどめる誘因となり、それゆえに、需要に直接的な効果を与えることになる。

人身売買に対する法執行機関（警察など）の適切な対応は、人身売買された人々と他の証人の協力にかかっている。個人は人身売買者たちを通報すること、あるいは証言者としての役目を果たすことを嫌がったり、あるいはできなかつたりすることが多い。なぜなら、彼女／彼たちは警察および司法システムを信頼しておらず、かつ／あるいは、効果的な保護のメカニズムが欠如しているからである。法執行官（警察官など）たちが人身売買に関与したり、共謀しているときに、これらの問題は深刻化する。そのような関与に対する捜査、起訴、および処罰が確保されるために、強硬な手段がとられる必要がある。法執行官（警察官など）たちはまた、人身売買された人々の安全を確保するために最も要求されることに対して、敏感でなければならない。この責任は捜査官にあり、それがなくなることはない。

国家、および適用可能な場合には、政府間機組織と NGO は以下のことを検討すべきである。

- 1 法執行機関および法執行官たちが、人身売買された人々の安全と緊急な福祉を確保するために課せられている基本的な責任に敏感であること。
- 2 法執行官全員に、人身売買の事件の捜査と起訴に関する適切なトレーニングが与えられるように確保すること。このトレーニングは、人身売買された人々、特に人身売買された女性と子どもたちが必要としているものに対して敏感なものであるべきであり、人身売買された人々や他の人たちが人身売買者を進んで告発するようになる動機を提供するような実用的な価値を認めるべきである。関連する NGO が、そういったトレーニングに関与していくことが、その関連性と効果を増加させるひとつの手段として検討されるべきである。
- 3 効果的な捜査と人身売買の容疑者の起訴を可能にするために、法執行当局（警察など）に適切な捜査権と捜査技術を与えること。国家は、被害者の証言に過度に頼ることを避ける積極的な捜査手続きの開発を奨励し、支援するべきである。
- 4 能力と専門技術を伸ばすために、専門家（女性と男性の双方を含む）による人身売買禁止ユニットを設立すること。
- 5 人身売買者たちは、人身売買禁止のための戦略の焦点となっており、今後もそうであり続けることを確保すること、および法執行官の努力によって、人身売買された人々がその置かれた状況の結果として犯した違反行為を理由に処罰される危険がないように確保すること。
- 6 「救出」活動が人身売買された人々の権利と尊厳をさらに損なうことにならないように確保するための方策を実施すること。この方法で解放された人身売買された人々のニーズに応じた適切かつ正確な手続きがある場合にのみ、このような活動はなされるべきである。
- 7 警察や検察官、国境と入国管理と司法に関係する官庁、およびソーシャルワーカーと公衆衛生ワーカーは、人身売買の問題に敏感になること。人身売買と対峙し、被害者の権利を守りつつ、人身売買の事件を見きわめるための特別なトレーニングを用意すること。
- 8 捜査と裁判の段階、およびその後のいかなる期間においても、人身売買された人たちの安全性が要求されているときは、人身売買された個々の人を保護するための適切な努力がなされること。妥当な保護プログラムは、次に挙げるいくつかの、あるいは全部の要素を含むものとなるかもしれない。人身売買されてきた国における安全な場所の確認、独立した法律相談へのアクセス、法的手続きがなされている間の身元の保護、継続滞在・再定住・あるいは本国への送還の選択の確認といったものである。

9 人身売買された人々が、必要な支援と扶助を受けることを確実なものとするために、法執行当局（警察など）が非政府機関と提携して、動いてくことを奨励すること。

## 指針 6 : 人身売買された人々の保護と支援

人身売買された人々の権利とニーズへの留意なくして人身売買のサイクルを壊すことはできない。人身売買されたすべての人々に差別なく適当な保護と支援が与えられるべきである。

国家および適用可能な場合には、政府間組織およびNGOは、以下のことを検討すべきである。

1 NGO と協力して、人身売買された人々のニーズを満たす安全で適切なシェルターを確保すること。そのようなシェルターの提供は、刑事訴訟において証言をする意思があることを条件にするべきではない。人身売買された人々は移民拘留センターや、他の拘留施設もしくは路上生活者の家などにとどめておかれるべきではない。

2 NGO と協力して、人身売買された人々への一時医療（プライマリーヘルスケア）とカウンセリングへのアクセスが与えられることを確保すること。人身売買された人々は、そのような支援や援助を受けるのに、HIV/AIDS を含む病気の強制検査を要求されたり、検査の対象にされたりされるべきではない。

3 人身売買された人々は、彼女／彼らが自身の国籍国の外交官および領事へのアクセスの権利を有することを知らされるよう確保すること。

4 人身売買された人々が関与している法的手続きが、彼女／彼らの権利、尊厳、あるいは身体的または心理的健康に害をおよぼさないよう確保すること。

5 人身売買業者／搾取者に対するいかなる刑事訴訟・民事行訴訟あるいはその他の訴訟に関しても、人身売買された人々に法的支援およびその他の支援を提供すること。被害者には、彼女／彼らが理解できる言語で情報を提供すべきである。

6 人身売買された人々が、人身売買業者や関係者による危害、脅しまたは脅迫から効果的に保護されるよう確保すること。そのために、公正な裁判への被告人の権利を考慮しつつ、人身売買の被害者の身元は非公開とするべきであり、また彼女／彼のプライバシーはできる限り尊重され保護されるべきである

7 人身売買された人々の安全と、可能な限り、自発的帰国（を確保し）、また特殊な状況においては目的地の国または第3国での再定住という選択肢を検討することを確保する（例、報復を防止するため、あるいは再度の人身売買がありうる場合）。

8 自らの出身国に戻った人身売買された人々が、満足のいく福利を確保し、彼女／彼らの社会への統合を容易にし、再度の人身売買を防止するのに必要な援助と支援を受けることを、NGO と協力して確保する。

## 指針 7 : 人身売買の防止

人身売買の防止を目的とする戦略は、需要をその根本的原因として考慮しなければならない。国と政府間機関はまた、不平等・貧困およびあらゆる形態の差別と偏見を含む、人身売買を受けやすくしている要素を考慮しなければならない。効果的な防止戦略は、既存の経験や正確な情報をもとにするべきである。

国家、および政府間機関と NGO は、適当な場合には、開発協力政策とプログラムを使用して、以下のことを検討すべきである。

- 1 搾取的商業的な性サービスと搾取労働に対する需要をうみだしている要因を分析すること。そして、これらの問題に対処する強力な法的・政策的・その他の措置をとること。
- 2 特に女性やその他伝統的に不利な立場にある集団に対して、基礎教育、技術訓練や識字を含む、生計をたてるうえでの選択肢を提供するプログラムを開発すること。
- 3 子どもの教育機会へのアクセスを向上させること。そして特に女兒の学校出席率の水準を高めること。
- 4 潜在的移住者、特に女性が移住の危険性について正しく情報を得られるよう確保すること（例、搾取、債務奴隷、そして HIV/AIDS にさらされることを含む健康や安全問題）。
- 5 人身売買に伴う危険についての一般の人々に対する情報キャンペーンを策定すること。そのようなキャンペーンは、人身売買をとりまく複雑さへの理解と、なぜ一人ひとりが、潜在的に危険な移住の決断をするのかという理由への理解によってなされるべきである。
- 6 人々に非正規で危険にさらされやすい労働移住を強いることになっているかもしれない政策の見直しと修正を行うこと。この過程は、抑圧的かつ/または差別的な国籍法、財産法、出入国管理法、移住労働者に関わる法が女性に与える影響を検討することを含めるべきである。
- 7 合法的で有給の、かつ搾取されない労働移住の機会を増やす方法を検討すること。国家による労働移住の促進は、移住労働者の権利を保護する現存の規制監督機構によるべきである。
- 8 予防措置として、人身売買に関わった人を逮捕し起訴する法執行機関の能力を強化すること。これは法執行機関がその法的義務の順守を確保することを含む。
- 9 すべての人々に出生、市民権、結婚のための適切な法的文書が提供され利用できることを確保することによって、権利侵害を受けにくくする措置を採用すること。

## 指針 8 :子どもの人身売買の被害者の保護と支援のための特別措置

人身売買された子どもは特別な身体的、心理的および心理社会的被害に苦しみ、いっそう搾取を受けやすくなっていることから、法律、政策、プログラムおよび介入の面で、人身売買された成人とは異なる対応をとることが必要である。人身売買された子どもに関わるすべての活動において、それが公的あるいは私的な社会福祉機関、裁判所、行政機関または立法機関によってなされたかどうかに関わらず、子どもの最善の利益が主として考慮されなければならない。子どもの人身売買の被害者には、適切な援助および保護が提供されるべきであり、かつ、その特別な権利およびニーズが全面的に考慮されるべきである。

国および適用可能な場合には、政府間機関および NGO は、指針 6 で掲げられた措置に加え、以下のことを検討すべきである。

- 1 法律および政策の双方における子どもの人身売買の定義が、特別な保護(適切な法的保護を含む)およびケアのための子どもたちのニーズを反映したものとなるよう確保すること。とりわけ、パレルモ議定書に基づき、当事者が子どもである場合の人身売買の定義には、詐欺、力、強制などの証拠があることが含まれるべきではない。
- 2 子どもの人身売買の被害者の迅速な認定手続が適切に実施されるよう確保すること。

3 人身売買の被害を受けた子どもが、人身売買されたことによる状況に関連した罪で刑事手続または刑事制裁の対象とされないよう確保すること。

4 子どもが親族または保護者に同伴されていない場合は、家族を特定し、その所在を確認するための措置をとること。危険性評価および子どもとの協議に続いて、人身売買された子どもが家族と再会することが、子どもの最善の利益であると考えられるときは、再会を促進する措置がとられるべきである。

5 子どもが自分の家族のもとに安全に戻るのが不可能な状況であるとき、あるいはそのようなことが子どもの最善の利益にならないようなときは、人身売買された子どもの権利および尊厳を尊重した、十分なケアのための体制を整えること。

6 上の2段落(4、5)で言及されたいずれの状況においても、自己の見解をまとめる力のある子どもが、本人に影響を与えるすべての事柄において、とりわけ家族のもとに戻る可能性に関わる決定において、自由に自己の見解を表明する権利を享受できるよう確保すること。子どもの見解は、その年齢あるいは成熟度にしたがって相応の重要性を与えられるものとする。

7 人身売買の被害を受けた子どもを保護および支援するための特別な政策およびプログラムを採用すること。子どもに対し、適切な身体的・心理社会的・法的・教育的援助および住居や健康管理の援助が提供されなければならない。

8 容疑者に対する刑事手続のあらゆる段階において、および補償を得るための手続の期間中、人身売買された子どもの権利および利益を保護するために必要な措置をとること。

9 子ども被害者のプライバシーおよび身元を必要に応じて保護し、かつ、子どもの特定につながる可能性のある情報が広がらないようにするための措置をとること。

10 子ども的人身売買の被害者に対して働く人のため、とくに法的・心理的訓練を含む充分かつ適切な訓練を確保するための措置をとること。

## 指針9 救済へのアクセス

人身売買された人々は、人権侵害の被害者として、充分かつ適切な救済を受けるための国際的な法的権利を有している。人身売買された人々は、しばしば人身売買および関連する搾取に対する補償をはじめとする救済を得るための可能性や手続きに関する情報を持ち合わせていないことから、この権利はほとんど効果的に活用されていない。この問題を克服するためには、人身売買された人々が充分かつ適切な救済に対する自分たちの権利を実現するために、法的および他の物質的支援が提供されるべきである。

国、そして適用可能な場合には、政府間組織およびNGOは、以下のことを考慮すべきである。

1 人身売買の被害者が可能な限り完全なりハピリのための手段をはじめ、公正で充分な救済に対する実施可能な権利を有するよう確保すること。これらの救済は、その性質上、刑事的、民事的、または行政的なものである。

2 人身売買された人々が救済にアクセスすることができるよう情報および法的、その他の支援を提供すること。救済を受けるための手続きは、人身売買された人が理解できる言語で明確に説明されなければならない。

3 いかなる刑事的、民事的または行政的手続きの期間中にも救済が求められている国において、人身売買された人々が安全に滞在できるような条件を整えること。

## 指針 10 平和維持の従事者、文民警察、人道援助従事者、外交官の義務

平和維持、平和構築、文民警察、人道援助従事者、外交官などが、人身売買に直接あるいは間接的に関与していることに特別な懸念が喚起されている。国、政府間機関、および NGO は、彼らの管轄下で働く人々の行為に対して責任があり、したがって、自国の国民や自分たちが雇用している人々が人身売買および関連する搾取に従事することを防止するための効果的な措置をとる義務がある。さらに、あらゆる人身売買および関連する搾取に関する申し立てを徹底的に調査するとともに、人身売買に関わったことが認定された人物に対する適切な処罰を整備し適用することが求められている。

国、そして適当な場合には、政府間および NGO は、以下のことを考慮すべきである。

1 すべての平和維持、平和構築、文民警察および人道援助の従事者ならびに外交官に対する派遣前、派遣後の研修プログラムを行って、人身売買の問題を十分に説明し、期待されるべき行動基準を明確に提示することを確保すること。この研修は、人権の枠組みで開発され、適切に経験を積んだトレーナーたちによって行わなければならない。

2 採用、斡旋、移送の手続き（民間請負業者や下請業者によるものを含む）が、厳密かつ透明に行われるよう確保すること。

3 平和維持、平和構築、文民警察、人道援助の従事者ならびに外交使節の任務のもとに雇用されたスタッフが人身売買および関連する搾取に従事したり、彼女／彼らが人身売買されていると疑うにたる合理的な根拠があると思われる人たちに関わるサービスを利用したりしないよう確保すること。この義務はまた、腐敗あるいは人身売買および関連する搾取に従事していると合理的に疑うことができるいかなる人物あるいはグループに関与することを通じて、人身売買を共謀する行為も対象として含まれている。

4 特定の規則や期待すべき行動基準、およびこれらの基準を遵守しなかった結果に関して設定した行動規範を策定するとともに採用すること。

5 平和維持、平和構築、文民警察、人道援助の従事者、外交使節の任務のもとに雇用されたすべての担当者に対して、自分たちが気付いた人身売買および関連する搾取のいかなる事例に関しても報告することを求めること。

6 平和維持、平和構築、文民警察、人道援助の従事者、外交使節の任務のもとに雇用された担当者が関わる人身売買および関連する搾取に関するすべての申し立てを系統的に調査するメカニズムを構築すること。

7 人身売買および関連する搾取に従事している、あるいは共謀していることが判明した担当者に対して、適切な刑事的、民事的、行政的な処罰を一貫して適用すること。適当な場合には、政府間および NGO は、人身売買および関連する搾取に関与したことが判明したスタッフに対して、関係国家によって判断されたいかなる刑事処罰あるいは他の処罰に加えて、かつそれらとは別個の懲戒処分を行うべきである。人身売買および関連する犯罪行為などの重大な犯罪に対する処罰から免れるために、被雇用者の地位に付随して与えられている特権や免責条項は、援用されるべきではない。

## 指針 11 国家間および国際地域間の協力と協調

人身売買は、常に国内レベルだけで効果的に対処できるとはかぎらない国際地域的、そして

グローバルな現象である。たとえば、国内での取り締まりを強化すると、人身売買の加害者は他国に活動を移すという結果をしばしばもたらしている。国際的、多国間、二国間による協力が人身売買の諸行動と闘ううえで、重要な役割を担うことができる。そうした協力は、人身売買のサイクルが異なる段階にある国家間でとりわけ重要である。

国、および適用可能な場合には、政府間および NGO は、以下のことを考慮すべきである。

- 1 人身売買を防止し、人身売買された人々の権利と尊厳を保護するとともに、彼女／彼らの福祉促進を目的とした二国間協定を結ぶこと。
- 2 二国間、あるいは多国間機関を通じて、人権を基礎にした人身売買禁止戦略の策定と実施を推進する目的で、国家および市民社会の関連セクターに対して技術的および財政的支援を提供すること。
- 3 パレルモ議定書および関連する国際人権基準を基礎と枠組みに据えて、人身売買に関する国際地域間、そして国際小地域間の条約を策定すること。
- 4 既存の国際基準に則って、最低労働基準、模範的契約書、送還方法その他に関する条項を含む移住労働に関する協定を採用すること。国家は、人身売買および関連する搾取の撤廃をめざして、そのようなすべての協定を効果的に実施するよう奨励される。
- 5 人身売買された人々の国籍や居住の権利に関連して、情報の共有や交換をはじめとして、彼女／彼らの迅速な認定を促進するために協力のための取り決めを開発すること。
- 6 人身売買に従事している者や、彼らの活動方法に関する情報交換を促進するためのメカニズムを構築すること。
- 7 異なった関係国家間の法執行当局による積極的な合同調査を実施するための手続きや議定書を開発・策定すること。直接のコンタクトの重要性を認識する考えに立ち、条項は、そのような要請が迅速に対処され、実務レベルにおける協力関係の発展強化が確保されるよう、現地で権限のある当局間において支援要請が直接伝達できるよう取り決められるべきである。
- 8 とりわけ、共通の起訴方法や合同捜査を通じて、人身売買および関連する犯罪に関して、捜査および司法手続きにおける国家間の司法協力を確保すること。この協力は、次のような支援を含む：安全確保のために正当な配慮をしながら証人を認定し尋問する；証拠を認定し、確保し、保全する；証拠と証人の確保に必要な法的文書を作成し送達する；判決を執行する。
- 9 人身売買関連の犯罪人引渡しの要請に対して、要請を受けた国の当局は不当に遅延することなく対処するよう確保すること。
- 10 人身売買から得られた収益を没収するための協力メカニズムを構築すること。この協力では、人身売買および関連する搾取から得られた資産を認定・追跡・凍結・没収する際に支援を提供することを含むべきである。
- 11 影響および効果を最大化するために、支援や帰還、再統合のプログラムの実施に関連する情報交換および経験交流を行うこと。
- 12 出身国ならびに通過国、目的地国における NGO やその他の市民組織間の協力を奨励し促進すること。このことは、帰国しようとする人身売買された人々に対する支援と援助を確実にするためにとりわけ重要である。

---

<sup>i</sup> 経済社会理事会：国連に設けられた3つの理事会の一つで、人権の国際的保障や経済的社会的な国際問題を解決するための国際協力に関連する問題を扱う機関。

- 
- <sup>ii</sup> 国連人権高等弁務官：1993年の世界人権会議を経て同年12月の総会決議において設置が決定され、1994年より活動を開始。
- <sup>iii</sup> 深刻な人権侵害を受ける危険のある国への送還を行ってはならないという原則。全ての国家にはこの原則の遵守義務があり、1951年難民の地位に関する条約（難民条約）第33条に基づき、無条件に守らなければならないものである。日本も難民条約に加入している。
- <sup>iv</sup> 国際組織犯罪禁止条約を補完する人身売買、特に女性と子どもの人身売買の防止・禁止・処罰に関する議定書のこと